

障害者福祉業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 平成18年3月までの支援費情報(旧法のデータフォーマットであるため)
- 平成19年9月までの障害福祉サービスの情報(旧法のデータフォーマットであるため)